

若者に多い消費者トラブル①

自立した消費生活をはじめた若者を狙う悪質な消費者トラブルが増えています。社会的な経験が少なく、悪質商法に対する知識が少ないとから、だまされることも少なくありません。被害に遭わないようにするにはどうしたらよいのか、また被害に遭った時にはどのように対処したらよいのか知っておく必要があります。



マルチ商法(連鎖販売取引)



友達を作りたいと登録したSNSで知り合った人と会って食事をした。2回目に会ったときに別の人気が加わり「価格は30万円だけど必ず大もうけできるよ」と投資用DVDを紹介された。ローンを組んで支払ったが、DVDの内容は役に立たず使えなかった。結局、ローンも返せず、苦情を言ったところ、誰かを紹介すれば報酬を支払うと言われた。友達を誘ってみたものの、誰も購入してくれず、友達もいなくなり、借金だけが残った。

アドバイス

いわゆるマルチ取引は無店舗・個人販売です。友人や親戚など親しい関係をつてに、会員を増やせば利益が得られるという組織を連鎖的に拡大する商法ですが、売れない商品を抱えたり、勧説された消費者が「新たな勧説者」となって別の消費者を説き、被害を拡大させたりと、非常に問題が起こりやすい取引です。

ここが
ポイント!

- ◎悪質なマルチ商法は、一部の成功例を強調し、あたかも全員が成功するかのように勧説してくることがあります。「必ず儲かる」ウマイ話はありません。
- ◎マルチ取引は、トラブルが発生すると人間関係を損なうこともあります。身近な人からの説いてあっても、契約の意思がないときは、きっぱりと断りましょう。
- ◎解約したい場合はクーリング・オフ制度を活用しましょう。

エステティックサービス(特定継続的役務提供)

路上でエステのお試し体験(1000円)を勧められ、体験後に30万円の脱毛エステを契約した。さらに施術中に痩身エステも勧められたので新たに40万を契約。その後脱毛エステの追加料金で30万を契約、合計150万以上となってしまった。とても支払えないと断ったが、施術中勧説してくるので根負けし契約したが、返済も困難なので解約したい。



アドバイス

- ◎「無料」「お試し価格」「キャンペーン価格」に注意しましょう。
- ◎説明に納得するまでは契約をせず、特に即日の施術は避けましょう。
- ◎エステ契約(脱毛・痩身・美顔など)はクーリング・オフができるほか、契約期間が1カ月を超え、契約額が5万円を超えた契約の場合は、中途解約することができます。

若者に多い消費者トラブル②



フリマアプリ・オークションサイトのトラブル



オークションサイトやスマートフォンで利用できるフリマアプリの利用者が増えています。周囲の人人がオークションで良い商品を手に入れたとしても、自分の取引が安全とは限りません。

=例=

- ・フリマのアプリで買った服が汚れていた、自分の印象とは違った。
- ・ネットオークションでコンサートチケットを購入したが、ニセモノだった。
- ・ブランドのバッグが出品されていたので買ったら、違法(模造)品だった。

アドバイス

オークションは個人と個人の取引です。「商品説明」や「出品者評価」をよく読みましょう。売買取引を行う前に安全に取引が行えるように記載したページを必ず事前に調べましょう。海外輸入の場合にはオークションサイト以外でも対象商品の内容や評価などを確認しましょう。また極端に安いブランドには注意が必要です。偽ブランドは違法です。

そのほかにもこんなトラブルが!

デート商法

婚活で知り合った男性とデートした時、節税対策の助言と言われ勤務先や収入等を聞かれた。次のデートで「節税対策、年金・生命保険の代わりになるのでマンション投資が良い。個人的にも面倒見る」と、強く購入を勧められたので、後日マンション購入の本契約を交わし、融資の手続きをした。不安はあったが、男性を信じたい気持ちもあり、いくつかの書面にサインした。しかし、その後男性には会えていない。



アドバイス

- ◎相手は好意を示していても、商品等購入の誘い等があれば注意が必要です。
- ◎不特定多数の人が閲覧できるようなサイトには、必要以上にプライバートな情報、あるいはそれらにつながる情報は掲載しないようにしましょう。

出会い系サイト

出会い系サイトの相手から「あなたに私の遺産をあげたいので、手続き料としてポイントを購入するように」とのメールがあった。信用して次々ポイントを購入して300万にもなったが、遺産受け取りができず、クレジットの残金だけが残った。



アドバイス

詐欺を目的とした悪質な業者の運営サイトでは、利用者からポイント購入代金という名目で金銭を要求してきます。利用者は、本来の目的である「出会い系」を達成できないまま、膨大な支払いだけが残ってしまいます。約束してもいつも直前で出来えず、ポイントだけが消費されたり、知らない間に見覚えのない有料サイトに登録されたり、また退会を求めて高額な退会料を求めてくる場合もありますので、そのような場合は消費生活センターに相談しましょう。

アダルトサイトからの不当請求

無料動画サイトを見ていたところ、いつの間にかアダルトサイトに接続された。アダルトサイトの確認画面で年齢などに答えたところ登録となり、パソコンに12万円を支払うようにとの請求画面が表示された。請求画面を消そうとしても消えない。



アドバイス

請求画面ではたかも消費者の情報を把握しているかのように見せかけていますが、実際のところサイト運営業者は、自動的に表示するソフト等を用いて情報を表示しているだけです。過度に不安になり料金を振り込む必要はありません。請求画面の消去方法は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)のホームページを参考にしてください。